

平成25年度  
乙訓圏域障がい者自立支援協議会事業計画

平成25年5月  
乙訓圏域障がい者自立支援協議会

**実施主体** 向日市・長岡京市・大山崎町が共同実施する地域自立支援協議会

**目的** 障がい福祉サービスの基盤整備と利用に関する総合調整を行う

- 事業**
- ・障がい者等の生活を支援するための必要な条件整備について広域的な意見調整を行う
  - ・広域的な困難事例について支援策などの協議を行う
  - ・将来的な社会福祉サービスの課題について意見・情報交流を行う
  - ・その他必要な事項

### 全体会

34の機関・団体で構成し、年度の事業報告と事業計画、課題の協議を行う。

(福祉サービス事業所、相談支援事業所、医療・教育・雇用・企業関係団体、行政等)

### 専門部会等

- ・障がい者等の生活を支援するために必要な条件整備について課題別に意見交換する。
- ・支援策などを協議・実施するため、必要に応じ、専門の委員会・部会及びプロジェクトを設置する

### 運営委員会

協議すべき課題の整理と支援策の検討、専門部会の準備などについて協議する

(行政機関と委託相談支援事業所)

**備考** 乙訓圏域障がい者自立支援協議会は京都府における圏域障害者自立支援協議会を兼ねる

**事務局** 乙訓福祉施設事務組合 乙訓圏域障害者総合相談支援センター内

平成25年度乙訓圏域障害者自立支援協議会委員

分野・団体	団体・機関名	所属名	役職	委員	
相談支援事業所	(福)長岡京市社会福祉協議会	長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」	事業長	奥田英太郎	
	(財)長岡記念財団	地域活動支援センターアンサンブル	施設長	石田早苗	
	(福)向陵会	第2乙訓ひまわり園	園長代理	森井詳太	
	(福)向日市社会福祉協議会	向日市社協障がい者地域生活支援センター	センター長	石松友樹	
	NPO法人こらぼねっと京都	こらぼねっと京都自立支援センター	施設長	伊藤美恵	
	(福)乙訓福祉会	ライフサホート事業所	相談支援室長	長谷川修	
	乙訓福祉施設事務組合	乙訓ボニーの学校	施設長	中川仁夫	
障害福祉サービス事業所関係	(財)長岡記念財団	しょうがいの就業・生活支援センター アイリス	センター長	内田依子	
	乙訓障害者支援事業所連絡協議会	(福)あらぐさ福祉会		統括事業長	粟田紀江
		NPO法人てくてく	NPO法人てくてく事業統括本部	本部長	尾瀬順次
	居宅支援事業者	(福)向日市社会福祉協議会	向日市社会福祉協議会ホームヘルプセンター	管理者	村上俊枝
		(福)長岡京市社会福祉協議会	ホームヘルプ事業	事業長	中原明子
		(福)大山崎町社会福祉協議会		事務局長	塚本浩司
	公設支援事業者	乙訓福祉施設事務組合	乙訓若竹苑	施設長	渡辺三知雄
施設入所支援事業者	(福)乙の園福祉会	障害者支援施設	課長	梅垣剛	
医療関係団体	(社)乙訓医師会	(社)乙訓医師会	特定疾患・障害者担当理事	高畑龍一	
	京都府乙訓歯科医師会		監事	安藤純夫	
	(福)恩賜財団済生会京都府病院	福祉相談室	室長	内藤雅子	
教育・雇用・企業	乙訓訪問看護ステーション協議会	乙訓訪問看護ステーション連絡会	訪問看護ステーション「ふれあい」	管理者	金森千絵子
		京都府立向日が丘支援学校		校長	山田定宏
		京都府乙訓教育局	学校教育	指導主事	杉本里佳
		京都七条公共職業安定所	京都障害者職業相談室	室長	永井勝也
		乙訓地域商工会広域連携協議会	乙訓地域商工会広域連携協議会事務局	長岡京市商工会事務局長	小林松雄
		(社)乙訓青年会議所	ビジョン会議	議長	伊藤紘典
障害者関係団体	当事者団体	京都府身体障害者団体連合会乙訓地区(第5ブロック)	向日市身体障害者協会	乙訓ブロック長	森川博丞
		(社)京家連 乙訓やよい会		会計	西村くみ子
		乙訓の障害者福祉を進める連絡会			河合祥子
行政		京都府山城広域振興局健康福祉部乙訓保健所	福祉室	福祉室長	兒玉周司
		向日市	健康福祉部	部長	植田茂
		長岡京市	健康福祉部	部長	山田常雄
		大山崎町	健康福祉部	部長	小国俊之

乙訓圏域障害者自立支援協議会事務局 乙訓福祉施設事務組合総合相談支援センター 〒617-0853 長岡京市井ノ内西ノ口17-8 TEL954-7939

全体委員

平成25年度乙訓圏域障害者自立支援協議会委員

分野・団体	団体・機関名	所属名	役職	委員		
運営委員	相談支援事業所	乙訓福祉施設事務組合	乙訓障がい者基幹相談支援センター	相談員	山本忠明	
		(福)長岡京市社会福祉協議会	長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」	事業長	奥田英太郎	
		(財)長岡記念財団	地域活動支援センターアンサンブル	施設長	石田早苗	
		(福)向陵会	乙訓ひまわり園	地域連携室室長	村山史洋	
		(福)向日市社会福祉協議会	障がい者地域生活支援センター	センター長	石松友樹	
		(福)向日市社会福祉協議会	障がい者地域生活支援センター	相談支援専門員	吉川昭子	
		(福)大山崎町社会福祉協議会		相談支援専門員	榎並妙子	
		NPO法人こらぼねっと京都	こらぼねっと京都自立支援センター	NPO法人こらぼねっと副理事長	伊藤美恵	
		(福)乙訓福祉会	ライフサポート事業所	相談支援専門員	西山淑子	
		(福)乙訓福祉会	ライフサポート事業所	相談支援専門員	長谷川修	
		乙訓福祉施設事務組合	乙訓ポニーの学校	乙訓ポニーの学校施設長	中川仁夫	
		(財)長岡記念財団	しょうがい者就業・生活支援センター アイリス	センター長	内田依子	
		行政	京都府山城広域振興局健康福祉部乙訓保健所	福祉室	室長	兒玉周司
			京都府山城広域振興局健康福祉部乙訓保健所	福祉室	副室長	野々口義也
	向日市		健康福祉部障がい者支援課	課長補佐	鹿島一平	
	向日市		健康福祉部障がい者支援課	係長	芦辺陽子	
	長岡京市		健康福祉部障がい福祉課	係長	田端聖恵	
	大山崎町		健康福祉部福祉課	主幹	飯山一隆	
	大山崎町		健康福祉部福祉課	係長	上田崇博	
	乙訓福祉施設事務組合			次長	河原崎清隆	

乙訓圏域障害者自立支援協議会事務局 乙訓福祉施設事務組合総合相談支援センター 〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17-8 TEL954-7939

運営委員

# 平成25年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会事業計画(案)

## 1. 運営要綱及び関連規程の一部を改正する

新法の施行に伴い、乙訓圏域障がい者自立支援協議会運営要綱、「医療的ケア」委員会設置規程及び内規の一部の条項の記述を改めるとともに、全体会委員及び運営委員を追加する

## 2. 部会等を設置する

専門委員会及び専門部会を設置する

- ①「医療的ケア」委員会(個別支援事例を踏まえた地域生活上の支援の在り方などの協議)
- ②地域生活支援部会(放課後等デイサービス等継続課題の整理、卒業後の新たな進路先の確保などの協議)
- ③発達障がい児・者支援部会(教育・保健と福祉との連携の協議)
- ④相談支援部会(相談支援体制の検証、相談支援員の充実などの協議)

## 3. プロジェクト等を設置する

- ①ヘルパー養成・研修プロジェクト(介護職員初任者研修の実施)
- ②雇用支援プロジェクト(企業等に対する障がい者雇用の啓発の実施)
- ③喀痰吸引等研修プロジェクト(医療的ケアに関わる介護職員認定研修の実施)
- ④精神障がい者地域生活支援プロジェクト(精神障がい者に対する地域生活の啓発の実施)

## 4. 各種団体・機関の研修会等を支援する

## 5. ネットワークを構築する

- ①協議会のホームページを充実する
- ②情報の相互提供の推進を図る
- ③他のネットワークとの連携を図る

## 6. その他目的達成のために必要なことを行う

## 乙訓圏域障害者自立支援協議会運営要綱（改正案）

→「障がい者」に変更

（目的）

第1条 障害者自立支援法に基づく相談支援事業をバックアップし、乙訓地

→「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変更

域で生活する障害者の自立と社会参加を支援するため、

→「障がい者（児）及び難病等患者（以下、「障がい者等」という。）」に変更

障害福祉サービスの基盤整備と利用に関する総合調整を行う

→「障がい」に変更

乙訓圏域障害者自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置・

→「障がい者」に変更

運営し、もって各市町 障害福祉計画の推進を図る。

（事業内容）

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

① 福祉、就労、教育・療育、保健・医療など、障害者の生活を支援す

→「障がい者等」に変更

るために必要な条件整備について、課題別に設置する専門部会を通じ  
関係機関・団体・事業者（以下「関係機関等」という。）との広域的  
な意見調整を行う。

② 各市町又は各相談支援事業者から広域的な調整を求められたサービ  
ス利用の困難事例について、専門部会を通じ支援策などの協議を行う。

③ 乙訓圏域における将来的な社会福祉サービスの課題について、関係  
機関等との意見・情報交流を行う。

④ その他、他の圏域との交流、各種研修など前条の目的達成に必要な  
事業を行う。

（組織）

第3条 協議会は、別表1に掲げる各関係機関等が推薦する委員をもって構成  
する。

なお、任期は1年とし再任は可とする。

2 協議会は会長が代表することとし、各市町の障害福祉担当部長等が

→「障がい福祉担当部長」に変更

その職務を行うものとする。

なお、任期は1年とし順次交替するものとする。

- 3 協議会に課題別専門部会等を設置し、各委員は関係する課題別専門部会等に参加するものとする。
- 4 協議会に相談支援専門職員を置き、協議会及び専門部会の円滑な運営と課題の解決を図るため、必要な事務・事業を行うものとする。
- 5 協議会に別表2の運営委員会を置き、運営委員は協議会及び専門部会の運営について相談支援専門職員に協力するものとする。
- 6 協議会の運営に関する庶務及び経理については、乙訓福祉施設事務組合事務局長が各規定に基づき管理するものとする。

(会議)

第4条 協議会は、全体会を年1回以上開催し、以下の事項について協議する。

- ① 前回の全体会以降の協議状況等
  - ② 今後の協議予定の課題等
  - ③ 協議会の運営及び予算・決算、委員の改選等
  - ④ その他必要事項
- 2 専門部会は、運営委員会の協議を通じ会長の了解を得て必要な委員の規模と構成で開催し、支援策を協議するものとする。
- なお、必要な場合は、協議会委員以外の専門家の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。
- 3 運営委員会は定例的に開催することとし、協議すべき課題の整理と支援策の検討、専門部会の準備などについて協議するものとする。
- 4 各委員は、会議において知り得た情報を他に漏らしてはならないものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は全体会で確認し別に定める。

附則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年 月 日から施行する。

(別表1)

分野	関係機関等
相談支援センター	<u>乙訓障がい者基幹相談支援センター</u> → 「新規」に追加 <u>乙訓障がい者地域生活支援センター</u> 「キャンパス」 → 「長岡京市」に変更 乙訓ひまわり園相談支援事業所 地域活動支援センター「アンサンプル」 <u>向日市社会福祉協議会</u> 障がい者地域生活支援センター → 「向日市社協」に変更 こらぼねっと相談支援センター しょうがい者就業・生活支援センター アイリス 乙訓福祉会・ライフサポート事業所相談支援室「 <u>のこのこ</u> 」 → 「愛称」の追加 相談支援事業乙訓ポニーの学校 大山崎町社会福祉協議会相談支援事業所
<u>障害福祉サービス</u> → 「障がい」 に変更 事業所関係	乙訓障害者支援事業所連絡協議会 居宅支援事業者 (向日市社協ホームヘルプセンター) (長岡京市社協きりしま苑) (大山崎町社協ホームヘルプセンター) <u>乙訓福祉施設事務組合</u> → 「乙訓若竹苑」に変更 施設入所支援事業者 (晨光苑)
医療関係団体	乙訓医師会 乙訓歯科医師会 済生会京都府病院福祉相談室 乙訓訪問看護ステーション協議会
教育・雇用・企業 関係	<u>京都府立向日が丘支援学校</u> → 「名称」の追加 京都府乙訓教育局 (特別支援教育関係)



<p>障害者関係団体 →「障がい者」 に変更 行政</p>	<p>京都障害者職業相談室 乙訓地域商工会広域連携協議会 乙訓青年会議所 京都府身体障害者団体連合会乙訓地区代表 →「障がい者」に変更 乙訓やよい会 乙訓の障害者福祉をすすめる連絡会 京都府乙訓保健所福祉室長 <u>乙訓福祉施設事務組合事務局長</u> →「新規」に追加 向日市健康福祉部長 長岡京市健康福祉部長 大山崎町健康福祉部長</p>
---	---

(別表2)

<p>運営委員会</p>	<p><u>乙訓障がい者基幹相談支援センター</u> →「新規」に追加 <u>乙訓障がい者地域生活支援センター「キャンパス」</u> →「長岡京市」に変更 乙訓ひまわり園相談支援事業所 地域活動支援センター「アンサンブル」 <u>向日市社会福祉協議会</u>障がい者地域生活支援センター →「向日市社協」に変更 こらぼねっと相談支援センター しょうがい者就業・生活支援センター アイリス 乙訓福祉会・ライフサポート事業所相談支援室「<u>のこのこ</u>」 →「愛称」の追加 相談支援事業乙訓ポニーの学校 大山崎町社会福祉協議会相談支援事業所 京都府乙訓保健所福祉室 <u>乙訓福祉施設事務組合総務課</u> →「新規」に追加 向日市障がい者支援課 長岡京市障がい福祉課 大山崎町福祉課</p>
--------------	---

## 乙訓圏域障害者自立支援協議会「『医療的ケア』委員会」設置要綱

→「障がい者」に変更

### 第1条 設置の目的

「医療的ケア」が日常的に必要な障害者が安心して地域で生活していけるよう、居宅等での生活支

→「障がい者等」に変更

援に当たり関係機関が連携して圏域内における支援体制を構築・確保する。

- 2 支援者及び支援事業所等が「医療的ケア」を安全に実施・提供できるよう、「医療的ケア」に関する基礎的な研修を実施し、個別の支援内容に対応する技術研修などの実施を支援する。
- 3 専門部会の協議により明らかになった課題の解決について、さらに具体的な協議を進める。
- 4 介護職員等による「医療的ケア」実施に関する国の動向など、情報の収集と共有化に努めながら圏域内での今後の方策等を検討する。

### 第2条 委員会の役割

委員会の役割は以下のとおりとする。

- ①「医療的ケア」研修の実施
- ②関係機関によるネットワーク形成と課題協議
- ③情報収集と共有化、今後の課題検討

### 第3条 委員会の組織

委員会は、別紙に掲げる関係機関・団体から推薦された者によって構成する。

- 2 委員は会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によってこれを決定する。

### 第4条 委員会の事務局

委員会の事務局は、乙訓圏域障害者総合相談支援センターとする。

- 2 会長は、委員会の事務を行う者として、事務局員を別に委嘱することができる。

### 第5条 会議

委員会に以下の会議をおく

- ①定例会
- ②個別会
- 2 委員会は、委員長が招集する
- 3 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者をオブザーバーとして出席を求めることができる。

### 第6条 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

平成23年6月1日制定

平成25年 月 日一部改正

(別紙)

乙訓圏域障害者自立支援協議会「医療的ケア」委員会名簿  
→「障がい者」に変更

団体・機関名
乙訓の障害者福祉を進める連絡会
京都重症心身障害児(者)を守る会
乙訓圏域障害者相談支援事業所連絡会
乙訓圏域障害者支援事業所連絡協議会
(社)乙訓医師会
(社)京都府歯科医師会乙訓支部
乙訓訪問看護ステーション連絡会
(福)恩賜財団済生会京都府病院福祉相談室
京都府山城広域振興局健康福祉部乙訓保健所福祉室
向日市健康福祉部障がい高齢福祉課 →「障がい者支援課」に変更
長岡京市健康福祉部障がい福祉課
大山崎町健康福祉部福祉課
(福)乙訓福祉会(喀痰吸引等研修登録事業所) →「新規」追加
乙訓圏域障害者自立支援協議会事務局(乙訓圏域障害者総合相談支援センター) →「削除」

## 乙訓圏域障害者自立支援協議会内規

→「障がい者」に変更

- ・委員の任期は1年とし、毎年度3月31日までとする。
- ・専門部会に部会長、副部会長を置く。
- ・部会長は各専門部委員の互選とし、副部会長は運営委員より選出する。
- ・部会長は専門部会を代表し、会務を総括する。副部会長は会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- ・専門部会は必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。
- ・専門部会は原則公開とするが、個人のプライバシーに触れるおそれのあるときは、会議の前に部会長が非公開とすることができる。
- ・この内規に定めるもののほか、専門部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。
- ・部会長・副部会長選出の団体・機関は部会長・副部会長以外に専門部会委員を1名選出することができる。
- ・専門部会の会議記録は事務局が要旨の記録をとり、部会長・副部会長・会長・乙訓福祉施設事務組合事務局長が内容を確認の上、会議記録として保管する。
- ・会議記録を閲覧希望する者は、乙訓福祉施設事務組合「乙訓福祉施設事務組合情報公開条例」に基づき開示を請求できる。
- ・協議会専門部会への要望書の受付は事務局にて行い、速やかに会長・部会長・副部会長に報告する。
- ・専門部会は原則として全体会所属団体・機関で構成するが、専門部会への参加希望団体、機関若しくは参加が必要と認める団体、機関等がある場合、運営委員会で協議のうえ、会長の承認を得て専門部会に参加することができる。
- ・専門部会の協議結果により、さらに具体的な協議の継続と事業の展開が必要と認められる場合は、会長の承認を得て専門委員会を設置することができる。
- ・専門委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

平成19年8月1日

平成20年4月22日一部変更

平成21年4月1日一部変更

平成23年6月1日一部変更

平成25年 月 日一部変更

25年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会と他の機関等関係図  
(案)

